

「放射線のホント」撤回, 放射線副読本撤回, 福島事故関連要求 12月20日 政府交渉に参加を 会場：参議院議員会館 B107

12:15～ロビーにて通行証配布
12:30～12:55 うちあわせ
13:00～14:00 復興庁、文部科学省 「放射線のホント」の撤回、再改定版放射線副読本の撤回
14:10～15:00 原子力災害対策本部 年間 20mSv 基準による被害者切り捨て政策の撤回
15:10～15:50 原子力規制委員会 モニタリングポスト撤去方針の撤回、ALPS 処理水海洋放出の撤回
16:00～16:30 まとめ

政府交渉団体： 脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議
原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ
ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

紹介議員
福島みずほ
参議院議員

安倍政権は、東電福島第一原発事故で放射線被ばくによる被害はなかったとして、オリンピックまでに事故の幕引きをする復興政策を進めています。賠償打ち切り、住宅支援の打ち切り、モニタリングポストの撤去、ALPS 処理水の海洋放出など福島原発事故被害者をさらに苦しめる動きが次々と出ています。

文科省は10月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に沿って「放射線副読本」を再改定しました。

12月20日に脱原発福島県民会議をはじめ9団体は、「放射線のホント」の撤回、放射線副読本の撤回、福島事故関連要求で政府交渉を行います。ご参加ください。

「放射線のホント」の撤回を求める署名（第一次集約分）提出

「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」は「原子力災害に起因する科学的根拠に基づかない風評やいわれの無い偏見・差別が今なお残っている主な要因は、放射線に関する正しい知識や福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果、福島の復興の現状等の周知不足と考えられます。」としています。

「放射線のホント」は2018年3月に復興庁が上記「戦略」に基づき、関係行政機関における情報発信等のモデルとして、作成したものです。

9月に開始した「放射線のホント」の撤回を求める署名は、11月13日現在1万7838筆がよせられています。脱原発福島県民会議（約1万筆）をはじめ、

グリーンコープ共同体、関西よつ葉連絡会、常総生協、若狭連帯行動ネットワーク、原発さよなら四国ネットワーク、i女性会議・北海道など19の団体と100名超の個人の取り組みによるものです。中でも福島の1万筆は、被害者切り捨てを許さない、福島原発事故被害者の怒りの声です。

☆今回の交渉では、署名を積み上げ、それを背景に「放射線のホント」の撤回を求め、追及します。

☆福島に連帯し、署名を拡大しましょう。

第二次集約 2019年1月31日、

第三次集約 2019年3月31日。

政府交渉の課題と追及点（質問書は事前回答を求めています。当日は追加質問・追及を行います。）

(1) 「放射線のホント」の撤回

☆交渉では、署名を積み上げ、それを背景に「放射線のホント」の撤回を求め、追及します。

①前回交渉で復興庁が福島第一原発事故の被ばくを「余分な被ばく」と言い張り「不当な被ばく」と認めなかったことを引き続き追及します。

(2) 再改訂版「小中高放射線副読本」の撤回

「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」は、「知ってもらおう」真っ先の対象を児童生徒及び教師等

②100mSv以下の被ばくによる健康影響を「検出不可」として切り捨てていることについて、

- ・100mSv以下の被ばくでも健康影響が出ること
- ・一般公衆の「被ばく線量限度」を年間1mSv以下にすることは「放射線防護」の基本とされていることなどをあげて反論します。

教育関係者とし、放射線副読本の改訂を指示していません。文部科学省は10月に、小中高放射線副読本を改定（2014年の改定に続く再改定）しました。

☆交渉では、

①放射線副読本の再改定は、安倍政権の福島原発事故被害者切り捨て・原発再稼働政策の一環で、学校教育への不当な介入であると追及します。

②再改訂版放射線副読本には福島原発事故被害の実

(3) 年20mSv 規準による被害者切り捨て政策の撤回
避難指示解除の放射線基準「年間 20mSv」は、公衆の被ばく限度年 1mSv の 20 倍というとんでもなく危険な基準。年 5. 2mSv 以上は「放射線管理区域」で一般人の立ち入りは法令で禁止されています。しかしこれも無視されています。

避難指示解除後もセシウム 137 の放射線は世代を超えて継続する。この問題は国連人権理事会でも取り上げ

(4) モニタリングポスト撤去方針の撤回

2018 年 3 月、原子力規制委員会は、福島県内の子どもが集まりやすい幼稚園、保育園、学校、公園に設置されているリアルタイム線量測定システムのモニタリングポストの 80% を 3 年で撤去する方針を決めました。住民の反対を受けて自治体が次々と撤去反対を表明する中、6 月から各地で原子力規制委員会の説明会が行われています。

(5) ALPS 処理水海洋放出の撤回

ALPS 処理水にはトリチウムや半減期 1570 万年のヨウ素 129 など 62 核種が含まれ、タンク貯留水の 85% が法定濃度を超えています。海洋を汚染し、原発事故

態に反し、放射線の危険について事実と科学に反し、被害者の人権の蹂躪につながる内容があると追及します。

③改訂版放射線副読本の撤回を追及します。

られています。日本政府は勧告（ドイツ政府）の受け入れを表明しています（日本政府の受け入れ分類：フォローアップ）。しかし日本政府は、未だに何も対応していません。夏以降も、国連人権理事会「報告者」が子どもと妊婦の被ばくを低減すべきと繰り返し指摘しています。

☆交渉では、年20mSvの危険性を中心に追及します。

7 月 5 日の政府交渉では、事故前に比べてまだ線量が高いこと、市民が日常的に線量を把握できること、廃炉作業は 40 年ともいわれていること、など福島の参加者が次々と発言し、モニタリングポスト撤去方針の撤回を求めました。

撤去反対の市町村は 25（7 月 14 日、福島民報）から 33（10 月 12 日、NHK）に増加しています。

☆交渉では、前回に続き撤去方針の撤回を迫ります。

被害者をさらに苦しめる海洋放出は許されません。8 月末の富岡・郡山・東京での公聴会でも反対意見が圧倒的でした。

☆交渉では、福島の参加者を先頭に追及します。

交渉課題以外に文書回答を求めている課題

避難計画基準「7日間100mSv」の撤回

IAEA 基準の改訂予定を受けて、原子力規制委員会は避難計画の基準を 7 日間 100mSv と決定しました。基本的には ICRP2007 勧告に従った決定で、現行の「7 日間 50mSv 相当の基準」を緩和するものです。しかも、「どんなに極端な事故においても、被ばく線量がその水準を超えないことを求めるものではない。」としています。

今回の決定は原発重大事故時に住民に大量被ばくを強いるものであると批判し、政府の見解（文書回答）

を求め、各地からの撤回要求拡大につながります。

帰還困難区域の除染の危険性

政府は帰還困難区域に「特定復興再生拠点区域」を設け、除染工事を開始しています。「帰還困難区域の除染作業は被ばく線量が特に高く危険です。9 月の国連人権理事会で、除労働者に多くの被ばくを強いるので除染計画を縮小すべきと報告されています。

労働者の安全と健康を守る立場から帰還困難区域の除染の危険性について政府の見解・調査（文書回答）を求め、次回政府交渉につながります。

連絡先

原子力資料情報室 〒162-0065 東京都新宿区住吉町 8-5 曙橋コーポ 2 階 B Tel : 03-3357-3800
ヒバク反対キャンペーン 〒666-0115 兵庫県川西市向陽台 1-2-15 建部暹 Tel&Fax : 072-792-4628